

# 科研費研究「学校図書館司書教諭養成の持続的質向上の基盤形成」着手報告

中村 百合子（立教大学）  
 森田 英嗣（大阪教育大学）  
 岩崎 久美子（放送大学）  
 松本 寿一（同志社大学）

## はじめに

本稿では、今年度から4年をかけて取り組む「学校図書館司書教諭養成の持続的質向上の基盤形成」（科学研究費補助金基盤研究（B）23H00973；研究代表者・中村百合子、研究分担者・森田英嗣・岩崎久美子）の研究計画と初年度の研究の展開について報告する。この研究では、「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」と学校図書館法第5条に定められる司書教諭の養成の持続的質向上にむけた方向性を見だし、その基盤形成を人的ネットワーク構築によって試みる。

司書教諭には国家資格の制度があり、それは1953（昭和28）年に制定された学校図書館法とその翌年に制定された文部科学省令の学校図書館司書教諭講習規程によっている。ただ、「履修すべき科目及び単位」を定めた同講習規程第3条の改正はこれまでのところ、1998（平成10）年の一度きりで、それからすでに25年が過ぎている。その時に定められたのは、図1に示す5科目10単位の必修科目である。単位は、第4条に、大学設置基準第21条第2項に定める基準によるとされ、大学の一般の授業と同じく、おおむね15時間から45時間までの範囲で定める。これらの科目について文部省（当時）は、「司書教諭の講習科目のねらいと内容」という文書を出して各科目について説明を加えた<sup>1)</sup>。各大学等は、科目担当講師にこの文書にあげられる内容を網羅するようにシラバスを作成してもらい、文部科学省に担当講師についての経歴と合わせて提出している。この講習は、夏に全国の国立大学や放送大学などで開催されてきた<sup>2)</sup>。また、全国の二百を超える私立大学（短期大学や通信課程を含む）でも、講習に相当すると認められる科目が提供されてきた<sup>3)</sup>。

図1 講習規程第3条に定められる資格取得のための科目・単位数

科目	単位数
学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2

司書教諭の制度は、占領が解かれた翌年に作られたことから容易に推測されるように、当時発展途上にあったアメリカ合衆国（以下「アメリカ」）の学校図書館専門職制度が検討されたうえで作られた。しかし、日本の学校では教諭以外の専門職の同僚性を認める文化が育っていなかったし、またそもそも日本の財政状態は厳しく、学校に新しい専門職の配置など望むことができなかった。そこで、司書教諭は教諭をもって充てられ（いわゆる「充て職」）、

ほとんどの場合、教諭としての学級担任や教科指導の他に学校図書館の仕事をするように任用がされることとなり、それが続いてきた。専任（専従）の司書教諭の任用は現在、ごく一部の私立学校やごく一部の地方自治体にとどまっている。一方で、各地方自治体の教員採用試験で司書教諭資格を取得済であることに対しては、加点をされるなどして考慮されている。また、司書教諭に任用された教諭が学校図書館の実務に時間を割きづらい実情や学校図書館の仕事の専門性がよく認識されているところでは、さまざまな雇用・勤務形態で学校司書らが雇用されて活躍している。このような司書教諭の制度とその運用の問題は学校図書館法改正運動としても長年、訴えられてきている。そして「学校司書」は、2014年にふたたび学校図書館法が改正され、新たに第6条が設けられて、「専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。」とされた。もちろん、このような日本の学校図書館職員制度の極めて複雑で世界的に特異な状況は、学校図書館専門職の養成に関わる研究ではいつ何時も決して無視することはできない。しかし少なくとも関係者の間ではよく知られ、たびたび議論されているこの問題は、本稿ではこれ以上は論じない。本稿では前述のとおり、本年度に着手した科研費研究で扱う司書教諭の養成もしくはその資格付与の問題、特にカリキュラムの持続的質向上という課題の概要に焦点をあてて報告する。

## 1 これまでの取り組み：制度を超えたグローバル水準への接続の模索

学校図書館やその専門職の役割について日本のように単独法で定め、しっかり制度化している国は世界にめずらしいと思われるその一方で、他の国や地域では、それらのあり方に関する研究や議論のみならず、政策の試行錯誤が続けられている。法律にもとづく制度は基礎を据え骨組みを作って、養成の質の底上げには一定の効果をもたらすだろう。1998年の司書教諭資格付与カリキュラムの改革にあたり、文部省は前（1997）年に有識者会議の「学校図書館の充実等に関する調査研究協力者会議」を設けている。その有識者会議には、古賀節子青山学院大学教授や長倉美恵子東京学芸大学教授といった学校図書館の研究に長年尽くした研究者が加わっていた。翌1998年に公開された、同有識者会議による「司書教諭講習等の改善方策について（報告）」を読むと、当時の文部科学行政の方向性や学校の実態等をふまえるのみならず、一定程度の学術的背景もその時の改革に反映されたとみることができる<sup>4)</sup>。

しかし、1998年以降、日本だけでなく世界的にも、社会や学校は大きく変化した。そのカリキュラム改革から20年が経とうという2016-2017年度に、中村は森田らの協力を得て立教大学や大阪教育大学において、全五回の連続公開シンポジウム「司書教諭資格付与科目の教育実践を検討する」を実施し、記録集を刊行した<sup>5)</sup>。事前に予想していたことではあったが、この連続公開シンポジウムで、司書教諭講習科目の授業が、法的な求めには対応しているながらも、具体的などころでは、学修ニーズへのそれぞれの講師の学校図書館や受講生等に関わる認識や理解、信念といったことから設計されており、あまりにも多彩な実態のあることが明らかになった。

続けて2018-2020年度に科学研究費補助金を得て「グローバル水準の学校図書館専門職養成カリキュラムの開発研究」（基盤研究（C）18K02592；研究代表者・中村百合子、研究分担者・森田英嗣）に取り組んだ。そうして、国際交流や国際比較をとおして、日本の司書教諭講習の特異性と質向上に対する問題意識はさらに強まった。この時には、日本の学校図書館専門職（司書教諭・学校司書）養成プログラムのグローバルスタンダードへの接近を目指し、アメリカ・カナダ・スペインの大学（院）で学校図書館専門職養成にグローバルな視

野で取り組む研究者らとともに国際シンポジウムを日本（発）で2度開催し、国際連携による学校図書館専門職養成の高度化の方途を議論した<sup>6)</sup>。

このうち初回の2019年8月のシンポジウムと事後の意見交流の機会において、五つの必修科目のうち、国際連携によってすべての参加国、参加大学（院）がメリットを実感し得るだろう科目として「読書と豊かな人間性」、そのうち特に世界各地の児童文学—これは20世紀末から「International children's literature」（国際児童文学）と呼ばれるようになって—の教授における連携・協力への特別な関心が把握された。それを受けて、2020-2021年度にアメリカのサンノゼ州立大学情報学大学院と立教大学大学院文学研究科教育学専攻および学部レベルの学校・社会教育講座司書課程図書館司書コースにおいて、「International children's literature」と「国際児童文学論」の授業が試験的に開講された。これをふまえて2022年1月の第2回のシンポジウムにおいて、担当講師らによってシラバス作成や授業実施における教授についての意見交換が行われ、さらなる国際連携への意欲も特にアメリカ側から積極的に示された。

この2回のシンポジウムの内容は通訳や翻訳によって日本語でも紹介してきた。2021年7月には、この成果をインターネット上で日本語で公開するべく、ウェブサイト TANE.info (<https://tane.info>) を立ちあげ、翻訳記事を発表してきた。しかし、司書教諭資格の資格制度を超えた高度化やグローバルスタンダードへの接近の必要性を広く理解してもらうことができたとは実感されなかった。その試みを否定する者がいるのではなく、そうした取り組みは限られた大学の先駆的な取り組みという受けとめがいまだに根強いということだと思われる。もちろんその背景には、前述のような司書教諭の「任用」の問題があるだろう。さらには、教育職員免許状と同様、免許や資格の取得者が実際にそれを活かして働く割合が低く、資格付与がそのまま養成と言い切れない実態をふまえた授業が行われているところもある。また、大学経営の厳しい情勢は当然、影響しているだろう。

こうした司書教諭の養成に対する問題意識を国内の各地で教える科目担当者たちで話し合うのには、まずはそれぞれのものを目的として特別な努力が求められると思われた。とりわけ学校図書館の研究に取り組む研究者が不在の地方都市では、司書教諭講習の場を含めて学校図書館に関する議論においては現実の実践を素材としたものがほとんどで、国際的な視野や理論的な検討は限られているらしい様子が、中村が2016年に夏の司書教諭講習について行った聞き取り調査でうかがわれていたということもある<sup>7)</sup>。こうした経験をとおして、日本国内で養成に携わる人たちの人的ネットワークの形成と意見交換、それを活発にし継続するためのプラットフォーム（基盤）作りが優先されるべき課題であると考えているに至った。

## 2 司書教諭養成の持続的質向上の基盤形成へのアプローチ

本研究では文献研究、訪問調査、インタビュー調査、プラットフォーム開発・改良による研究を組み合わせ、次のようなアプローチで日本国内の司書教諭養成の持続的質向上の基盤づくりに取り組む。これに関わり、本稿ではこの後、3、4、5で本年度の研究の具体的な展開状況を論じる。

- ・学校図書館専門職の諸外国での養成や仕事の現状を把握し、各国・各文化圏で求められている学校図書館の機能と学校図書館専門職に期待されるコンピテンシーの関係を見いだす。また、日本の司書教諭に求められるコンピテンシーを、過去の研究や議論、学校教育の現状をふまえて検討する。
- ・これからの日本の学校図書館の機能、司書教諭の養成や資格付与のための教育や教授

のあり方を複数の角度から議論して、コンピテンシーベースの司書教諭資格付与カリキュラムを提案する。加えて、シラバス執筆を含む授業設計や実際の教授の質向上の方途に関わって具体的な提案を行う。

- ・司書教諭の養成の質向上に関する議論の参加者を広げるために、科目を担当する講師らのネットワークを形成する。その準備を兼ね、ニーズの把握を行うべくグループインタビューを行う。またネットワークの形成に活用できる情報共有のためのプラットフォームを開設し、効果測定を行って改良し、持続的質向上への基盤形成を行う。

### 3 司書教諭のコンピテンシーを検討する

前述のように、学校図書館専門職の諸外国での養成を把握する試みは、前の2018-2021年度の科研費研究において、アメリカ・カナダ・スペインについて行った。今年度、フランスの調査を加えて、世界的に先進的と思われる欧米の学校図書館専門職養成動向把握は一つの区切りを迎える見込みである。これまで、アメリカ・カナダ・スペインについては、養成課程のカリキュラムの比較検討を行ってきた。今度の研究では、各国や各文化圏で求められている学校図書館の機能を再確認し、それとの関係からそれぞれの場で学校図書館専門職に求められている仕事とその遂行のために期待されるコンピテンシーという見方から、これまでの国際調査を総括したいと考えている。さらに、アジア諸外国の現状についても調査を検討中である。

今年度のフランス調査は、フランスの中等教育機関であるコレージュ（中学校）、リセ（高等学校）の資料情報センター（Centre de Documentation et d'Information : CDI）のドキュメンタリスト教員（professeur documentaliste）の資質・能力を明らかにすることを目的とし、2024年2月ナント市とパリ市を訪問して行った。フランスでは、中等教育に置かれるドキュメンタリスト教員は教員資格を併せ持ち、学校図書館の経営や運営のみならず、授業支援を行う専門職として位置づけられている。フランス調査では、現地にてドキュメンタリスト教員にインタビューを実施するとともに関係者を通じてドキュメンタリスト教員対象の質問紙配布を依頼し回答を求めた。

質問紙は、ドキュメンタリスト教員のキャリア・パス（養成機関・資格・就職）；求められるコンピテンシー；職務満足度；継続教育の種類；自由記述を主な調査項目として構成した。このうち、資質・能力としての指標としてのコンピテンシーとして挙げた項目は、欧州委員会（EC）が2006年に規定し、その後2018年に新たに提出した「生涯学習における主要なコンピテンシーに関する提言」（Recommendation on Key Competences for Lifelong Learning）<sup>8)</sup>における、①「読解力」（Literacy）；②「多言語能力」（Multilingualism）；③「数値的、科学的、工学的スキル」 Numerical, scientific and engineering skills；④「デジタル、およびテクノロジーベースの能力 Digital and technology-based competences；⑤「対人能力」（Interpersonal skills）＋「新しい能力を取り入れる能力」（the ability to adopt new competences）（※質問紙では2項目に分割）；⑥「積極的な市民活動」（Active citizenship）；⑦「起業家精神」（Entrepreneurship）；⑧「文化的認識と表現」（Cultural awareness and expression）の八つの観点に、独自に、「継続的に自分で新しい知識を獲得しようとする力」；「カウンセリング力」；「教材理解力」；「調整力」；「マネジメント能力」を加えたものとした。帰国直後の2月時点で回答数は31であり、専門職としての資質・能力の実態と職務満足度について一定の知見を得るためには十分、かつ有益な回答数をすでに得ている。今後、回答締切期日を待って分析・検討を行い、その結果を取りまとめる予定である。

#### 4 教授の実際を把握し、シラバス分析を行ってシラバス執筆のあり方を検討する

本研究ではこれからの日本の学校図書館の機能、司書教諭の養成や資格付与のための教育のあり方のたたき台を、主として日本語および英語の文献研究にもとづいて提出したい。ただ、これを単なる文献研究に終わらせず、各地で司書教諭養成に関わる方たちのネットワーク形成を試み、そこに示して科目担当者らのご意見をうかがう機会を得たいと考えている。それを経て、本研究の最後には、前に述べた国際研究の成果とつなげて、コンピテンシーベースの司書教諭資格付与カリキュラムを提案する。

本年度はまずは、現在の省令による必修5科目のうち「読書と豊かな人間性」と「情報メディアの活用」の課題把握に着手した。これは、前述のように、「読書と豊かな人間性」が国外との連携による高度化の可能性を把握済であるということと、1990年代半ば以降の日本における子どもの読書推進の国家的な取り組みもあって、子どもの読書は継続して社会的な関心事であることをふまえて先に検討の遡上にのせた。研究代表者は、複数の協力者を得て、「読書と豊かな人間性」で網羅されるべき科目内容の再検討を進めている。

また、「情報メディアの活用」は、研究代表者らのこれまでの調査の中で、科目担当者によって内容に大きな違いがあることが明らかになっている。つまり、コンピュータやソフトウェア等の情報技術の具体的な活用スキルの習得に重点を置くか、もしくは各種情報メディアの特性をふまえた情報の活用の検討やいわゆるメディアリテラシー育成の力の育成に重点を置くかというような違いである。さらに、司書教諭資格取得の前提となる教員免許状の課程において、2022（令和4）年度から「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する科目（1単位）の履修が必修とされたことをみれば、「情報メディアの活用」が誕生した約25年前とはこの科目の位置づけは大きく異なっているはずである。研究代表者は、「情報メディアの活用」の科目担当を2024年度にはじめて務め、受講生とともに網羅すべき内容の把握を試みた。

本研究では、カリキュラムの検討に加えて、授業設計や実際の教授の質向上の方途に関わって具体的な提案も行いたいと考えている。そのために、教育工学者の松本寿一が加わり、OpenAIのChatGPTやGoogleのGeminiに代表される大規模言語モデル（LLM：Large Language Models）を用いた生成AIの活用を模索することとした。具体的には、すでに作成され、インターネット上に公開されている各講師の論述やシラバスを生成AIに再学習させることで司書教諭資格付与課程に特化したAIを構築し、その要約を生成させたり、新たな組み合わせの提案をさせたりすることで何を実現しうるかを検討する。これを後述するプラットフォームにおいて、科目担当講師が活用しうる機能として提供できないかと考えている。本報告書の執筆時におけるAI生成との対話からは、その回答内容について、詳しい情報を求めるとハルシネーションを起こしやすい点；再学習によりハルシネーションを抑えられる点；LLMの違いにより内容が異なる点などが確認されている。

#### 5 人的ネットワークを形成し、その持続的発展を目指したプラットフォームを開発する

専門職養成教育については、国の指針提示等による質保証を超えて、専門職団体等、また各大学や各教員による質向上の取り組みが期待されているだろう。司書教諭養成に関しては、日本図書館協会の図書館情報学教育部会や日本図書館研究会の図書館学教育研究グループは、科目担当者が集まり議論する場と言えるが、しかしこれはどちらも「図書館」関係の団体ということもあって、軸足が学校教育学や教育工学、教育心理学等にある科目担当者の多

くに情報が届いていなかったり、参加を動機づけられなかったりということがあがるようだ。また、これらの組織への参加者には、図書館情報学の専門で、司書教諭の制度はよく知っているものの、司書の養成や資格付与に主に携わっていて、司書教諭の科目は担当しない人たちが少なくない。学校図書館に関する調査研究を進める日本学校図書館学会では司書教諭の養成や資格付与課程が課題になったことは少ない。全国学校図書館協議会は「学校図書館関係科目担当大学教員研究会」をかつて開催していたが、2013年の第19回を最後に近年は開催されていない様子である。つまり、現在は実際に科目を担当する人たちの情報交換の機会はないと言ってよいのではないか。これが、本研究でネットワークとそのためのプラットフォームの構築を行う理由である。

このプラットフォームは、2021年に立ちあげたTANE.infoを発展的に継承するものとして位置づける。ただし、会員機能を充実させ、運営者側からの情報発信を主とするウェブサイトから、登録する会員による自由な情報発信と交流を主とするSNSにその性質を大きく変える。このプラットフォームの登録に誘うコンタクト先の候補として、日本全国の司書教諭資格取得のための省令科目5科目の2023年度の科目担当者のリストを作成した。これは、2016年度に「学校図書館司書教諭科目に相当する授業科目の開講等に係る実施予定状況一覧」として公表した227大学を起点として、2023年4月にインターネット上で同年度の開講と担当者を確認した。大学の改称や統廃合、シラバスを学内に限定している大学の存在等によって、完全な一覧表を完成することはできなかったが、1,020人の担当者が把握された。そのうち、191人だけが1クラスしか担当していない方で、複数クラスを担当している方は256人であった。最も多くのクラスを担当している一人の方は14クラスを担当していた。その次に多いのは10クラスで、二人の方がそれだけのクラスを担当していた。同じ大学で複数クラスが同一の講師によって開講されている場合も、確かに把握できた場合は、開講クラスの数だけ繰り返し講師名を一覧にあげて数えた。しかしこのような複数クラス開講の把握は、インターネット上でのシラバス検索システム等に複数クラスの開講状況が反映されていない場合が考えられ、おそらく不十分である。そのような難しさはあるとはいえ、科目担当者ネットワークに誘うべき方たちの名簿の基礎を作ることができた。これに、夏の講習の講師名簿を加える作業を進行させている。

## 6 今後の展開

来年度は春にプラットフォームを起ちあげ、人的ネットワークを始動させる。研究代表者らは過去、国際的な動向の調査を進めてきたが、本研究では日本の司書教諭資格付与の実態調査、さらには多くの科目担当講師らとの意見交換を中心に据えている。また、制度改革はにわかに実現するものではないので、現状の制度の中でいかに質向上を持続的に実現する仕組みを作るかというところに焦点をあてている。文部科学省の「教員免許状授与件数等調査結果」によれば、教育職員免許状取得者は近年減少傾向であり<sup>9)</sup>、この傾向は司書教諭資格についても同様である。学校図書館法のはじめての改正で司書教諭とその資格に関わる定めが改められた1997年を過ぎたころから一時期急激に司書教諭資格取得者が増え、2002年には過去最高の19,992名もが取得した。しかし今(2023)年度には4,864人になっている<sup>10)</sup>。とはいえ、筆者らによるインターネット上の情報の調査では同2023年度に447名の教員が大学の司書教諭資格付与の課程で科目を担当しており、その教育活動の規模は必ずしも小さいとは言えないだろう。この教育の質向上が大学および学校教育の教育の質向上につながるよう、調査研究を進展させていきたい。

- 1) 文部省初等中等教育局長 辻村哲夫「学校図書館司書教諭講習規程の一部を改正する省令について（通知）」同省，1998年3月18日，[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/link/1327076.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1327076.htm)，（参照2024-01-25）。この（別紙2）司書教諭の講習科目のねらいと内容を参照。
- 2) 中村百合子「夏の司書教諭講習の実態：歴史の変遷と2016年の事例調査から」『図書館文化史研究』no. 37, p. 79-112. にこの歴史をまとめた。
- 3) 文部科学省の次のページで司書教諭講習の開催や講習科目に相当する科目の開設等についての情報開示がされている。文部科学省総合教育政策局地域学習推進課「司書教諭について」no date, [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/sisyo/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/sisyo/index.htm)，（参照2024-01-29）。
- 4) 『学校図書館』編集部「司書教諭講習等の改善方策について（報告）」『学校図書館』570号, 1998.4, p. 65-71. また，同『学校図書館』誌の578号（1998.12）は「司書教諭養成の現状と課題」を特集に組んだ。この号では有識者会議での議論の中身が一部明らかにされている。
- 5) 『St. Paul's Librarian』no. 31 増刊号, 2017.10, 212 p., [https://rikkyo.repo.nii.ac.jp/search?page=1&size=50&sort=custom\\_sort&search\\_type=2&q=1905](https://rikkyo.repo.nii.ac.jp/search?page=1&size=50&sort=custom_sort&search_type=2&q=1905)，（参照2024-01-25）。としてまとめた。
- 6) 第1回は，2019年8月4日（日）に札幌のモエレ沼公園で開催した国際シンポジウム「Road to the Future: School and Children's Librarianship 子どものための図書館サービス専門職養成の国際動向」であり，『St. Paul's Librarian』no. 34, 2019.3, [https://rikkyo.repo.nii.ac.jp/search?page=1&size=50&sort=custom\\_sort&search\\_type=2&q=2182](https://rikkyo.repo.nii.ac.jp/search?page=1&size=50&sort=custom_sort&search_type=2&q=2182)（参照2024-01-25）。で特集として記録を公開した。第2回は，2022年1月28日（金）にオンラインで開催した国際シンポジウム「International Discussion: Developing the International Children's Literature Course」で，これについては『St. Paul's Librarian』no. 36, 2019.3, [https://rikkyo.repo.nii.ac.jp/search?page=1&size=50&sort=custom\\_sort&search\\_type=2&q=2418](https://rikkyo.repo.nii.ac.jp/search?page=1&size=50&sort=custom_sort&search_type=2&q=2418)，（参照2024-01-25）。で特集として記録を公開した。
- 7) 前掲注2）。
- 8) European Commission, European Education Area. “Council Recommendation on Key Competences for Lifelong Learning: Key competences,” the Commission, no date, <https://education.ec.europa.eu/focus-topics/improving-quality/key-competences?>，（参照2024-02-21）。
- 9) 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課「総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室」同省, no date, [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/1353329.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1353329.htm)，（参照2024-02-04）。
- 10) 文部科学省から2024年2月28日に提供されたデータによる。